

介護保険の負担限度額認定のご案内について

介護保険施設を利用する場合の食費と居住費（滞在費）は、原則自己負担となります。ただし、次の要件に該当する方については、これらの費用を軽減する制度（負担限度額認定）があります。
この制度を利用するには必ず申請が必要です。

【対象となるサービス】

○介護保健施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設）への入所

○ショートステイ（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護）の利用
※有料老人ホーム、グループホーム及びデイサービス等は対象外です。

【認定要件】 各負担段階の収入等及び預貯金等の資産要件を満たす方が対象になります。

利用者 負担段階	収入等に関する要件※ 1		預貯金等の資産に 関する要件※ 4
第 1 段階	・ 生活保護を受給されている方		要件なし
	本人及び世帯全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市民税非課税※ 2	・ 本人が老齢福祉年金を受給されている方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第 2 段階		・ 本人の合計所得金額と課税年金収入金額と非課税年金収入金額の合計が82.65万円以下の方※ 3	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第 3 段階①		・ 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が82.65万円超120万円以下の方※ 3	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第 3 段階②		・ 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

※ 1 収入等は当該年度の状況で判断します。（4～7月の申請にあつては前年度）

※ 2 施設入所等により住所が施設所在地にある場合や住民票上世帯が分離している場合などで、別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。また、配偶者には、内縁関係の方も含みます。

※ 3 令和8年8月以降、基準額が80.9万円から82.65万円へ見直しとなります。（令和8年7月までは80.9万円）

※ 4 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）の方は段階にかかわらず1,000万円以下（夫婦で2,000万円以下）です。

【提出書類】※生活保護を受給されている方は①のみを提出

- ① 申請書 ※申請書は長門市のホームページ及び窓口を用意してあります。
☐ 配偶者がいる場合は、配偶者の欄も記入してください。
- ② 預貯金額等がわかるものの写し（通帳のコピー等）
☐ 申請に必要な書類については下記の「対象となる資産の例」をご確認ください。
 ※通帳等を持参されればコピーをします。
☐ 配偶者がいる場合は、配偶者の預貯金等がわかるものの写しが必要です。

「対象となる資産の例」

預貯金等の資産	申請に必要な書類
預貯金（普通・定期） ※通帳が複数ある場合は全て対象です。 ※現在の残高が確認できるよう記帳を済ませてください。	通帳の写し <u>※銀行名、支店名、口座名義、口座番号、直近2ヶ月の取引履歴と現在の残高が確認できる部分の写し</u>
有価証券（株式・国債・地方債・社債等）	証券会社や銀行の口座残高の写し等 ※ウェブサイトの写しも可
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等 ※ウェブサイトの写しも可
投資信託	銀行、信託会社、証券会社等の口座残高の写し等
タンス預金（現金）	不要（自己申告）
負債（住宅ローン等）	借用証書、残高証明書等

※配偶者が市民税課税者であることなどにより対象外となる場合でも、要件に該当すれば「特例減額措置」が受けられる場合があります。詳細は、高齢福祉課介護支援班へお問い合わせください。

【軽減の内容】

利用者 負担段階	食費		居住費					
	施設	短期入所	ユニット 型個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室		多床室	
					特養等	老健 医療院等	特養等	老健 医療院等
第1段階	300 円	300 円	880 円	550 円	380 円	550 円	0 円	0 円 (0 円)
第2段階	390 円	600 円	880 円	550 円	480 円	550 円	430 円	430 円 (430 円)
第3段階①	680 円	1,030 円	1,370 円	1,370 円	880 円	1,370 円	430 円	430 円 (430 円)
第3段階②	1,420 円	1,360 円	1,470 円	1,470 円	980 円	1,470 円	530 円	430 円 (530 円)
基準 費用額	1,545 円	1,545 円	2,066 円	1,728 円	1,231 円	1,728 円	915 円	437 円 (697 円)

※室料を徴収する介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

【申請窓口】

受付時間は、平日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

申請窓口	郵便番号	住所	電話番号
長門市役所高齢福祉課介護支援班	〒759-4192	長門市東深川 1339 番地 2	0837-23-1158
長門市役所三隅支所	〒759-3802	長門市三隅中 1473 番地	0837-43-0221
長門市役所日置支所	〒759-4401	長門市日置上 5914 番地 3	0837-37-2111
長門市役所油谷支所	〒759-4503	長門市油谷新別名 1003 番地 1	0837-32-1111
長門市役所通出張所	〒759-4107	長門市通 671 番地 15	0837-28-0211
長門市役所仙崎出張所	〒759-4106	長門市仙崎 2000 番地	0837-26-1442
長門市役所俵山出張所	〒759-4211	長門市俵山 2302 番地 1	0837-29-0041
長門市役所宇津賀出張所	〒759-4711	長門市油谷後畑 1894 番地 3	0837-32-1140
長門市役所向津具出張所	〒759-4623	長門市油谷向津具下 3265 番地 2	0837-34-1111

【郵送で申請する場合】

〒759-4192

長門市東深川 1339 番地 2 長門市役所 高齢福祉課 介護支援班

※確認事項が発生した場合等のため、必ず昼間連絡が取れる電話番号をご記入ください。

【問い合わせ先】

長門市役所 高齢福祉課 介護支援班 0837-23-1158

【認定における注意事項】

提出書類に不備があった場合、再提出を求める場合があります、提出が完了するまでは審査を進めることができません。また、虚偽の申告により不正に支給を受けた場合には、給付を受けた金額の返還や、場合によっては加算金も課される場合もありますのでご注意ください。